

**長野県告示第38号**

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（3級基準点復元測量）

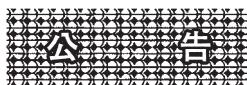
2 作業期間

平成25年12月26日から平成26年3月20日まで

3 作業地域

上田市

**建設政策課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年1月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくりネット ちくま社中

3 代表者の氏名

松林 和彦

4 主たる事務所の所在地

千曲市大字寂蔵925番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、千曲市及び周辺地域を対象として、人的資源・地域資源などの地域力を活用し、人が集い、つながりが生まれ、情報が交わる多彩な市民の活動を支援することにより、地域コミュニティの再生・創出、人材育成、市民の健康増進、地場産業の振興、地域の活性化などに寄与することを目的とする。

**県民協働・NPO課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年1月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人コミュニティビジネスネットワーク長野

3 代表者の氏名

石田 浩也

4 主たる事務所の所在地

長野市新田町1464 第1銀座ビル2階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域を取り巻く諸問題を解決していくうとする市民・企業・地域経済団体・大学・金融機関・中間支援機関・行政・諸団体などとの協力及び協働によって、地域コミュニティを基盤とした新しいビジネスの育成を目指し、コミュニティビジネスの総合的なコーディネート機関として、雇用機会拡大・職業能力の開発・まちづくり・地域活性・社会起業・文化振興が相互に補完し合うことでより強く地域を取り巻く課題の解決が進み、活力ある地域発展に寄与することを目的とする。

**県民協働・NPO課**

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西源上田築地店

上田市大字築地字祭之神681-4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西源

松本市小屋南2-9-25

3 変更する事項

(1) 建物を設置する者の名称等

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西源	西村 源一郎	松本市大字芳川小屋71-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西源	大賀 昭司	松本市小屋南2-9-25

## (2) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西源	西村 源一郎	松本市大字芳川小屋71-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西源	大賀 昭司	松本市小屋南2-9-25

## 4 変更した年月日

平成24年6月7日

## 5 届出年月日

平成26年1月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成26年2月3日から平成26年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西源穂高店

安曇野市穂高1488ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エースワン

松本市横田1-2-12

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 南安曇郡穂高町大字穂高1488ほか

(変更後) 安曇野市穂高1488ほか

## (2) 建物を設置する者の住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
有限会社エースワン	西村 源一郎	松本市大字芳川小屋71-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エースワン	西村 源一郎	松本市横田1-2-12

## (3) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西源	西村 源一郎	松本市大字芳川小屋71-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西源	大賀 昭司	松本市小屋南2-9-25

## 4 変更した年月日

(1) 平成17年10月1日

(2) 平成24年7月24日

(3) 平成24年6月7日

## 5 届出年月日

平成26年1月20日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成26年2月3日から平成26年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ長野南店・アークプロ資材館  
長野市水沢上庭17街区-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

アークランドサカモト株式会社  
新潟県三条市上須頃445

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ホームセンタームサシ長野水沢店・(仮称)  
アークプロ資材館

(変更後) ホームセンタームサシ長野南店・アークプロ資材館

## (2) 建物を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 勝司	新潟県三条市上須頃445

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445

## (3) 小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 勝司	新潟県三条市上須頃445

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445

## 4 変更した年月日

- 3 (1) 平成24年10月28日  
(2)及び(3) 平成25年2月28日

## 5 届出年月日

平成26年1月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成26年2月3日から平成26年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西源上田築地店

上田市大字築地字祭之神681-4 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西源

松本市小屋南2-9-25

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	午前9時	午後8時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	午前8時	午後10時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時から午後8時30分	午前7時から午後10時30分

## 4 変更年月日

平成26年1月31日

## 5 届出年月日

平成26年1月21日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成26年2月3日から平成26年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西源諒訪店

諒訪市四賀1722ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エヌ・ディー・エイ

松本市横田1-2-12

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	午前10時	午後8時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	午前8時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分	午前7時から午後10時30分

4 変更する年月日

平成26年1月31日

5 届出年月日

平成26年1月21日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諒訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年2月3日から平成26年6月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諒訪地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西源穂高店

安曇野市穂高1488ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エースワン

松本市横田1-2-12

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	午前10時	午後8時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	午前8時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分	午前7時から午後10時30分

4 変更年月日

平成26年1月31日

5 届出年月日

平成26年1月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年2月3日から平成26年6月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

平成26年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成26年2月3日

長野県知事 阿部 守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 2,142.91
	土砂流出防備保安林	90.48
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,558.67
	土砂流出防備保安林	53.49
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,032.01
	土砂流出防備保安林	339.01
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,194.25
	土砂流出防備保安林	592.79
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,212.60
	土砂流出防備保安林	871.59
木曽谷（木曽郡）	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,309.90
	土砂流出防備保安林	269.58
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,176.02
	土砂流出防備保安林	784.00
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	214.86
	土砂流出防備保安林	110.87
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源涵養保安林 干害防備保安林	348.96
	土砂流出防備保安林	71.80
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048 ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1 ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大 字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395 ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の 129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19 筆	保健保安林	4.28

長野市大字上ケ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塙崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月3日

長野県警察本部長 山崎晃義

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び予定数量

ア レギュラーガソリン	255,000リットル
イ 軽油	11,200リットル
ウ ガソリンエンジン用オイル	10リットル

## (2) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## (3) 納入場所

長野県警察本部が指定する場所

## (4) 入札方法

(1)の調達物品ごとの1リットル当たりの売買単価について行います（複数単価契約）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、(1)のイの物品については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税の額を減じた金額の100分の8に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から軽油引取税の額を減じた金額の108分の100に相当する金額に軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の物件の買入れの欄の等級区分がAに格付けされている者であり、営業種目が7-1石油製品であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県庁から2キロメートル以内に給油所を有し、かつ、県

下全域において給油する体制を有する者であること。	
(6) 長野県外の相当数の場所において給油する体制を有する者であること。	
(7) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。	
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先	
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県警察本部警務部会計課 電話 026 (233) 0110 内線 2243	
4 仕様についての問い合わせ先	
長野県警察本部警務部会計課 電話 026 (233) 0110 内線 2243	
5 入札手続等	
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成26年3月17日(月) 午前9時30分 イ 場所 404号会議室(長野県庁西庁舎1階)	
(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所 ア 受領期限 平成26年3月14日(金) 午後5時 イ 提出場所 長野県警察本部 専用郵便番号380-8510 長野県警察本部警務部会計課	
(4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成26年3月11日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。	
(5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。	
(6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。	
(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。	
(8) 契約書作成の要否 必要とします。	
(9) 落札者の決定方法 1の(1)の調達物品の全ての単価が予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者を落札者として決定します。	
6 その他	
(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成26年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じます。	
(2) 詳細は、入札説明書によります。	
7 Summary	
(1) Nature and quantity of the products to be purchased:	

Vehicle fuel
A. Regular gasoline 255,000 liter
B. Light diesel oil 11,200 liter
C. Engine oil 10 liter
(2) Contract Duration: From April 1, 2014 until March 31, 2015
(3) Contact place for the notice: description/conditions/and others: Finance Division, Police Administration Department, Nagano Prefectural Police Headquarters 692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8510 Tel: 026-233-0110 (ext. 2243)
(4) Time and place for the tender and bid opening: Time: 9:30 a.m., March 17, 2014 Place: Meeting room 404 (On the first floor, West annex of Nagano Prefecture Office)
(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location: Time: 5:00 p.m., March 14, 2014 Finance Division, Police Administration Department, Nagano Prefectural Police Headquarters 380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

## 会計課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月3日

長野県企業局南信発電管理事務所長

中沢 清

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成26年度大鹿発電所取水設備等管理業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 履行場所

下伊那郡大鹿村大字大河原

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>)に記載のとおりです。

## 3 その他

## (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局南信発電管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。  
入札説明書等は、次の場所で交付します。

伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所 総務課  
電話 0265 (72) 6121

- (3) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年2月17日（月）午後5時までに(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企 業 局

札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企 業 局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月3日

長野県企業局南信発電管理事務所長

中 洯 清

- 1 入札の目的  
建設工事の請負契約
- 2 工事名  
平成25年度小渋第1発電所入口弁取替工事
- 3 工事箇所名  
下伊那郡松川町生田 小渋第1発電所
- 4 工期  
契約日から平成27年3月23日まで（債務負担行為設定済み）
- 5 入札に参加する者に必要な資格等  
入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>）に記載のとおりです。
- 6 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。  
入札説明書等は、次の場所で交付します。

伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所 総務課  
電話 0265 (72) 6121

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年2月17日（月）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企 業 局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月3日

長野県企業局南信発電管理事務所長

中 洋 清

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
普通乗用車1台（2,000cc、A T）
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成26年6月2日から平成31年6月1日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

伊那市狐島3802-2 長野県企業局南信発電管理事務所

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>）に記載のとおりです。

## 3 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局南信発電管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除をできるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。  
入札説明書等は、次の場所で交付します。

伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所 総務課

電話 0265 (72) 6121

(3) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年2月26日（水）午後5時までに(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企 業 局

正 誤

平成25年7月8日付け長野県告示第380号「保安林予定森林にする旨の通知」中

ページ	行（箇所）	誤
3	左側下から12	4828の1から4823の3まで

正

4828の1から4828の3まで

森林づくり推進課